

天王園在宅介護支援センター

指定居宅介護支援事業重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 一仁会
法人所在地	山口県周南市大字大河内10518番地の10
電話番号	0833-91-5550
代表者氏名	理事長 佐藤信一
設立年月日	昭和57年8月17日
併設事業	次の事業を併設して運営しています。 【介護老人福祉施設】：平成12年4月1日指定 事業所番号3577300217 定員82名 【短期入所生活介護】：平成12年4月1日指定 【介護予防短期入所生活介護】：平成18年4月1日指定 事業所番号3577300217 定員14名 【通所介護】：平成12年4月1日指定 【総合事業通所介護】：平成30年4月1日指定 事業所番号3577300159 定員40名 【認知症対応型共同生活介護】：平成14年12月1日指定 【介護予防認知症対応型共同生活介護】：平成18年4月1日指定 事業所番号3577300407 定員9名

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所 平成12年4月1日指定 事業所番号3577300084 指定有効期限 令和8年3月31日
事業の目的	利用者の心身の状況やその置かれている環境等を考慮し、利用者及びその家族の意向等を踏まえ、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを

	目的とする。
事業所の名称	天王園在宅介護支援センター
事業所の所在地	山口県周南市大字大河内1109番2
電話番号	0833-91-5851
管理者	兼行 麻由美
事業の運営方針	<p>利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。</p> <p>関係市町村、他の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護予防支援事業者及び介護保険施設等とも連携して行う。</p>
開設年月日	平成5年2月1日
営業日	月曜日～土曜日
休業日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月31日から1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 ただし、営業時間等にかかわらず電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に対応することができるものとします。
通常の事業の実施地域	周南市、下松市、光市

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する従業者として、以下の職種の従業者を配置しています。

<主な従業者の配置状況>

職種	勤務形態と配置数	職務内容等
管理者 (主任介護支援 専門員)	常勤兼務 1名	<p>指定居宅介護支援の提供にあたりとともに、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の管理を一元的に行う。</p> <p>また、法令等に規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。</p>
介護支援専門員	常勤専従 2名以上	<p>利用者が、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の</p>

		便宜の提供を行う。
--	--	-----------

< 主な職種の勤務体制 >

職 種	勤務時間	備 考
管理者	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	
介護支援専門員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者に対する居宅サービス計画の作成にあたっては、当事業所において作成した居宅サービス計画の総数のうちに占める訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況等を別紙により説明を行い理解を得た上で、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下、指定居宅サービス等という）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとします。居宅サービス計画の作成の流れは次の通りです。

- ① 事業所の介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族等に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。その際、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介や居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行います。
- ③ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれている状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。居宅サービス計画の原案を作成するにあたり、居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会版）を使用します。
- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その状況、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ① 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または当事業所が居宅サー

ビス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と当事業所双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入所または入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(5) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、当事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領（別紙、料金表参照））は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、当事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(6) その他の利用料金（別紙、料金表参照）

- ① 通常の事業の実施地域外の方で、当事業所のサービス利用を希望される場合は、サービス提供に要した交通費の実費をお支払いいただきます。なお、当事業所の自動車を使用した場合は、別途料金をお支払いいただきます。
- ② 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、複写物を必要とする場合は交付手数料をいただきます。

(7) 利用料金の支払い方法

前記（5）但し書きの利用料金の支払いは、利用の1ヶ月分の合計額を利用月の翌月20日までに、次の方法によりお支払いください。また、前記（6）の費用については、サービス利用時にその都度お支払いください。

- ① 窓口での現金支払い
- ② 指定口座への振込

山口銀行 花岡支店 普通預金 6099315

. ㏑. イヅンカイ

名義人 社会福祉法人一仁会

5. サービス利用における事業所の義務

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業所及び介護支援専門員または従業者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。これは、退職した後も継続します。（守秘義務）
- ④ 事業所は、サービス担当者会議、他の居宅サービス事業者との連携を図るなど正当な理由で、利用者またはその家族等の情報を用いる場合には予め文書にて同

意を得るものとしします。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代

① 事業所からの交代の申し出

事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとしします。

② 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 損害賠償について

事業所の責任により利用者に生じた損害について、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様としします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償額を減じる場合があります。

8. サービスの利用を止める場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、継続してサービスを利用することができますが、以下のような事由に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

① 利用者が死亡した場合。

② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立、要支援1または要支援2と認定された場合。

③ 利用者が介護保険施設に入所した場合。

④ 事業者が解散、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

⑥ 利用者から解約または契約解除の申出があった場合。（詳細は以下をご参照ください。）

⑦ 当事業所から契約解除を申し出た場合。（詳細は以下をご参照ください。）

(1) 利用者からの解約、契約解除の申出

契約の有効期間内であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、次の場合には即時に契約を解約、解除することができます。

- ① 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合。
 - ② 利用者が入院された場合。
 - ③ 事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
 - ④ 事業所もしくは従業者が守秘義務に違反した場合。
 - ⑤ 事業所もしくは従業者が故意にまたは過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (2) 事業所からの解約、契約解除の申出
- 以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。
- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ② 利用者が、故意または重大な過失により、事業所または従業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (3) 契約の終了に伴う援助
- 契約が終了する場合には、事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

9. 緊急時における対応について

居宅介護支援提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応について

当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、「総合安全対応指針」、「事故防止マニュアル」等に定める手順に従い、速やかに利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、再発防止のための対策を講じます。

損害賠償の義務が生じた時は、加入損害保険会社を通じその対応にあたります。

11. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生等において、非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に

周知徹底を図ります。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するための措置を講じるよう努めます。虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の処置を講じるよう努めます。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会を設置する。
- ② 虐待の防止のための指針の整備。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者の設置。

14. 身体的拘束廃止

サービス提供に当たって、利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する計画を作成しない。また、その行為を行わない。

緊急やむを得ない場合は、家族・サービス提供者と協議の上、同意する文章に直筆での署名をその都度受け管理者に報告し行う。

15. 苦情の受付について

(1) 苦情解決体制

苦情解決責任者

青木 正行（施設長）

兼行 麻由美（管理者）

苦情受付担当者

藤井優子（介護支援専門員）

武居 綾（介護支援専門員）

（TEL）0833-91-5851

（FAX）0833-91-5813

受付時間 原則、日・祝祭日・年末年始を除く月曜日～土曜日

9：00～17：00

苦情受付箱を事業所内に設置しています。

第三者委員

山本憲彦（元民生委員・児童委員）

連絡先 0833-91-5000

石坂久子（元民生委員・児童委員）

連絡先 0833-91-2150

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

周南市高齢者支援課	所在地 周南市岐山通1丁目1番地 TEL 0834-22-8467
下松市長寿社会課	所在地 下松市大手的3丁目3-3

	TEL 0833-45-1831
光市高齢者支援課	所在地 光市光井2丁目2番1号 TEL 0833-74-3003
山口県国民健康保険団体連合会	所在地 山口市朝田1980番地7 TEL 083-995-1010

(3) 苦情の処理手順

- ① 苦情の発生
- ② 苦情受付担当者への連絡、苦情内容の確認
- ③ 苦情解決責任者へその内容の報告
- ④ 関係職員と調整、改善策の検討
- ⑤ 苦情解決責任者へ改善策の報告
- ⑥ 申出者への報告と解決の確認

利 用 料 金 表

1. 介護保険給付対象サービスの利用料

〔居宅介護支援費〕

(単位：円)

項目	認定区分	要介護1・2	要介護3・4・5
(I i)		11,088	14,406
(I ii)		5,554	7,187
(I iii)		3,328	4,308

注 (i) は、取扱件数が45件未満の該当部分について算定。

(ii) は、取扱件数が45件以上60件未満の該当部分について算定。

(iii) は、取扱件数が60件以上の該当部分について算定。

〔加算〕

(単位：円)

項目	金額	備考
初回加算	3,063	
特定事業所加算Ⅱ	4,298	
入院時情報連携加算Ⅰ	2,552	
入院時情報連携加算Ⅱ	2,042	
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,594	
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,126	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,126	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,657	
退院・退所加算(Ⅲ)	9,189	
通院時情報連携加算	510	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042	
ターミナルケアマネジメント加算	4,084	

注：一月の合計金額は、基本単位（居宅介護支援費）と該当加算単位数を合算したものに、一単位の単価（10,21円）を乗じて得た額（円未満切り捨て）となりますので、表中の額を足したものと一致しない場合があります。

2. 介護保険給付対象外サービスの利用料

〔その他の費用〕

項目	自己負担額	備考
通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費	通常の事業の実施地域を越えて、1km増すごとに30円	
複写物の交付手数料	実費	